

シップ・リサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究

(2018年度)

報 告 書

2019年3月31日

一般社団法人日本海事検定協会

(検査第一サービスセンター)

目次

1. 事業名及び事業の目的
 - 1.1 事業名
 - 1.2 事業の目的
2. 調査方法
 - 2.1 2018年度事業計画
 - 2.2 SR推進委員会及びSR推進委員会の活動状況
 - 2.3 2018年度事業の総括
3. 調査研究結果及び考察
 - 3.1 専門家育成実証実験
 - 3.2 調査研究結果
 - 3.3 考察
4. まとめ
 - 4.1 2018年度事業
 - 4.2 2014年度事業-2018年度事業

(終わりに)
5. 添付資料リスト

1. 事業名及び事業の目的

1.1 事業名

公4-20 シップ・リサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究

1.2 事業の目的

本事業は、近々批准及び国内法制化が予定されているシップ・リサイクル条約及び関連法案について、制度運用における課題、専門家の育成に係る問題点等について調査研究を行うことにより、条約・法制度の円滑な施行を支援することを目的とする。

2. 調査方法

2.1 2018年度事業計画

2018年度事業計画は、2018年4月25日に開催された第1回「シップ・リサイクル条約の批准及び国内法制化の円滑な実施に関する調査研究」推進委員会（以下「SR推進委員会」という。）において承認された。（添付1）

2.2 SR推進委員会及びSR推進委員会の活動状況

本事業を推進することを目的としたSR推進委員会は、2014年6月16日に設置された。2018年度は以下の会合が開催され、本事業を的確に推進させるための検討が行われた。

	開催日	議題
第1回	2018年4月25日	① 推進委員会規約の改正について ② 2018年度事業計画（案）について ③ 2017年度事業報告書について ④ 2018年度事業の進捗状況他
第2回	2018年7月6日	① 推進委員会規約の改正について ② 条約・法案の国会審議状況について ③ 2018年度事業の進捗状況について他
第3回	2018年11月9日	① 2018年度事業の進捗状況について ② 2019年度事業計画（案）他について
臨時	2018年12月18日 （メール会議）	① 法律施行令案及び法律施行規則案に対するパブリックコメントについて
第4回	2018年3月26日	① 2018年度事業の総括について ② 2018年度事業報告書（案）について ③ その他（2019年度事業の進め方）

2.3 2018年度事業の総括

2018年4月、シップ・リサイクル条約の批准が国会で承認され、6月には、条約の国内法制化を目的とした「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」が公布された。また、2019年1月～2月、法律施行令（政令）、法律施行規則（国土交通省令）他が制定され、2019年度からシップ・リサイクル条約の国内実施に向けた制度が運用されることになった。なお、条約で定める「INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS」については、条約（正訳）では「有害物質の目録」、国内法では「有害物質一覧表」と異なる用語が採用されているため、本報告書では、「INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS」を「IHM」に統一して記載することにした。

2018年度の事業は、以下のとおり実施された。

イ) 専門家の育成（教育訓練・認定）状況

2018年12月20日、新たに2名の検査員がJSTRAから専門家として認定され、協会全体では、24名が専門家として認定されることとなった。また、2019年3月、NKCSから新たに7名の検査員を専門家として認定された。さらに、NK船は中国で実船調査を実施するケースが多いことに留意し、天津華和海事検定有限公司職員を対象とし、実船調査の専門家としてのOJT（座学研修）を5月（天津）、6月（広州）及び8月（上海）計3回実施し、上海（2名）、天津（4名）及び広州（3名）が受講した。2017年度に実施したOJTと合わせて、上海（5名）、天津（4名）及び広州（3名）の職員が中国での実船調査に参加することになった。条約に定める「現存船」のIHM取得は、条約の早期発効を推進するものであり、2019年度以降は、「シップ・リサイクル条約の早期発効を支援する」ことを目的とした新規事業に引継いでいくこととなった。

ロ) 法律施行令案及び法律施行規則案に対するパブリックコメント

2018年11月、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令案及び法律施行規則案に対するパブリックコメントが国土交通省により実施された。当協会では、法律の円滑な施行のため、本事業の実施により得られた経験・知見に基づき、コメントを提出した。

ハ) 説明会への参加

2019年3月、船技協が主催し、国土交通省海事局が講師として「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」について紹介する会合に、当協会からも専門家を中心として参加し、必要な情報収集を行った。

ニ) その他

- ① シップ・リサイクル条約の批准が国会で承認される（2018年4月）。
- ② 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律が公布される（2018年6月）。
- ③ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（政令）案及び施行規則（仮称）（省令）案に関するパブリックコメントが実施される（2018年11月）。

- ④ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令他（政令）が公布される（2019年1月）。
- ⑤ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則他（国土交通省令）が公布される（2019年3月）。

3. 専門家育成実証実験及び調査研究の結果並びに考察

3.1 専門家育成実証実験

本事業では2014年以降、シップ・リサイクル条約ガイドラインに規定する現存船のIHMについて、協会職員他を対象として、船主を支援する専門家を育成する実証実験を実施し、シップ・リサイクル条約の国内法制化を支援してきたが、条約の批准、国内法の公布により、本事業の目的を達成することができた。2018年度は、前述のとおり、2018年12月に新たに2名の検査員がJSTRAから専門家として認定され、協会全体では24名の職員が専門家として認定されることとなった。また、2019年3月、NKCSから新たに7名の検査員が専門家として認定された。2014年度以降実施した専門家育成実証実験については、本報告書の添付資料としてとりまとめた。（添付 2）

3.2 調査研究

本事業では2014年以降、シップ・リサイクル条約を取り巻く国際的動向について調査研究を実施し、シップ・リサイクル条約の国内法制化に向けた情報提供を行ってきたが、条約の批准、国内法の公布により、本事業の目的を達成することができた。2018年度は、本事業を実施してきた経験・知見に基づき、法律施行令案（政令）及び法律施行規則案（仮称）に対するパブリックコメントを提出し、法制度の円滑な施行を支援するとともに（2018年12月）、国土交通省海事局が主催する説明会に参加し、法施行後の業務を円滑に実施するため必要な情報収集を行った。2014年度以降実施した調査研究については、本報告書の添付資料としてとりまとめた。（添付 3）

3.3 考察

2018年4月、シップ・リサイクル条約の批准が国会で承認され、同年6月、同条約の国内法制化を目途とした「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」が国会で可決された。本事業では、イ）条約の法制化において国の重要課題とされているIHM作成業務を支援する専門家を育成するため、当協会職員及び海外法人職員を対象として専門家育成実証実験を実施し、ロ）本事業を実施した成果に基づく制度運用に係る課題・知見をパブリック・コメントとして提出する等、法制度の円滑な施行を支援する事業を実施することにより、本事業の目的を達成することができた。

4. まとめ

4.1 2018年度事業

2018年度は、①4月、シップ・リサイクル条約の批准が国会で承認され、6月、条約の構内法制化を目的とした「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」が国会で可決されたこと、②11月、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」に係る施行令案及び施行規則（仮称）案のパブリックコメントが実施されたこと、③2019年1月、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（政令）が公布されたこと及び④3月、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（国土交通省令）が公布されたことにより、シップ・リサイクル条約の実施に向けた国内制度が整備された。「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」は、シップ・リサイクル条約が我が国において効力を生じる日から施行されることとなり、条約の発効要件を満たしてから2年間は、新しい制度の周知期間となっている。一方、法律が施行され IHM の基準適合性を確認する制度が開始されるまでは、法律附則に基づく「相当確認」という制度が2019年4月から開始されることとなっている。また、⑤2020年末から EU 域内法に基づき、EU 域内に寄港する船舶には IHM の備置が義務付けられることから、2017年末から NK 船を中心とする外航船の IHM 作成申込が急増している。当協会では、条約で定められた期間（発効要件を満たしてから5年）内に条約で定める「現存船」の IHM 作成が完了し、条約の早期発効に貢献するという本事業の趣旨に鑑み、我が国の外航船主からの IHM 作成依頼に対し、より効率的に支援するため、海外法人職員の専門家育成事業を本格的に開始した。次年度は以下に留意しつつ関連する海外事業所と共同事業を展開する必要がある。

- イ) シップ・リサイクル条約の早期発効への貢献 シップ・リサイクル条約の発効要件を満たすためには、関係各国の条約批准が必要となる。当協会では、海外における実船調査の機会を活用し、当該国の関係機関に条約の必要性等を紹介するよう努めること
- ロ) 条約発効前に条約ガイドライン適合証書を希望する船主の支援 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則には、条約発効前でも条約ガイドラインに適合する IHM に対しては国土交通大臣の適合性確認を行う（相当確認）ことが規定されている。適合証書の受有を希望する船主に対しては、相当確認という制度を紹介し、船主の利便性を図るよう努めること
- ハ) 船舶損傷により国内で解体を実施する場合 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律は適用されることに留意し、所要の規定について周知を図ること

4.2 2014年度-2018年度事業

本事業は、批准及び国内法制化が予定されているシップ・リサイクル条約及び関連法案について、制度運用における課題、専門家の育成に係る問題点等について調査研究を行うことにより、条約・法制度の円滑な施行を支援することを目的として、2014年度から開始

された。具体的には、シップ・リサイクルシステム構築に向けたビジョン（2009 年国土交通省）で課題とされた「インベントリ作成体制の整備」を支援するため、①シップ・リサイクル条約を巡る国際的動向について情報収集を行うとともに、②条約で定める現存船の IHM 作成を支援する専門家の育成を実施した。

本事業では、①2014 年度から 2017 年度までの 4 年間に、毎年、「シップ・リサイクル条約を巡る国際的動向について」情報収集した結果を協会 HP に掲載し、「船舶の所有・管理運航がグローバルとなっている業界構造に対応し」、シップ・リサイクル条約に関する各国の取組み状況を提供した。また、②「条約発効後 5 年以内に現存船のインベントリを遅滞なく作成する」ため、IHM の作成を支援する専門家育成実験を実施し、JSTRA（日本籍船）から協会職員 24 名が、また、NKCS（Class NK 船）から協会職員 18 名が各々専門家として認定されるという成果を得た。

本事業は、条約の批准・国内法令の整備に必要な貢献を行い、当初の目的を達成することができたものと思料する。

（終わりに）

本事業の遂行に係る重要事項の審議を行うため、協会内部に委員会を設置した。委員会の主査には当初常務理事が就任し、その後 ISC センター長（理事）が協会内の人事異動に併せて順次就任し、事業計画、事業予算、事業報告書等の審議の総括を行うとともに、事業の進捗管理、事業の方向性に関する調整を行った。事業を実施する責任者の直接の指導により事業が遂行されたことが、本事業が一定の成果を挙げることができた要因の一つであると認識している。また、本事業の重要性を認識し、多忙な日常業務の中で本事業の遂行に協力して頂いた協会職員の方々の理解により、本事業が実施されたことは特記しておきたい。本事業が、協会が公益事業を実施する際の原型（プロトタイプ）となることを期待している。

なお、2019 年 3 月 31 日で、JSTRA が「IHM 作成支援受付業務」を終了することが通知された。本事業の開始当初から終了（2019 年 3 月 31 日）まで、当協会は JSTRA の的確な指導により本事業を実施することができた。改めて JSTRA の業績に敬意を表したい。

5. 添付資料リスト

添付 1 2018 年度事業計画

添付 2 専門家育成実証実験（2014 年度-2018 年度）

添付 3 調査研究（2014 年度-2018 年度）

- 添付 4-1 条約概要 (外務省)
- 添付 4-2 法案概要 (国土交通省)
- 添付 4-3 政令概要 (国土交通省)
- 添付 4-4 国土交通省令概要 (国土交通省)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
推進委員会の開催	第1回			第2回							第3回	
専門家育成実証実験												
・OJT船の準備									→	→	→	→
・専門家候補者の選定 (国内及び国外)									→	→	→	→
・OJTの実施									→	→	→	→
・国際業務展開 (専門家の育成)									→	→	→	→
・国際業務展開 (条約の早期発効支 援)									→	→	→	→
基礎的調査												
・HIPの作成											→	
・調査の実施												→

・OJT船の確保状況

・OJTの実施

昨年度からCNKKK上海で4名を対象に実施中
今年度は上記に加え、CNKKK天津で3名を対象に計画

専門家育成実証実験（2014年度・2018年度）

（概要）

本事業は、国土交通省が2009年3月25日に策定した「シップリサイクルシステム構築に向けたビジョン（シップリサイクルビジョン）」で提示されている「シップ・リサイクル条約の早期批准・発効」のためには、「現存船のインベントリ作成を支援する専門家について、早急な人員確保が必要である」という課題に対し、協会が自主的に政策課題の解決を支援することを目的とし、協会の公益事業として2014年度から開始した事業である。本事業では、2014年度から2018年度までの5年間に協会職員他を対象とし、効率的かつ効果的に専門家を育成する手法を検証するため実証実験を実施した。

2015年11月には、国土交通省職員が当協会の実船調査に立会い、当協会の専門家育成状況を確認している。また2018年からは、国内での実証実験の成果を踏まえ、シップリサイクルビジョンに規定されている「国際的な連携体制を整備することの必要性」を考慮し、海外法人に対しても専門家育成実証実験を実施した。海外法人の選定に当たっては、「船舶の所有・管理・運航がグローバルに渡る業界構造となっている」点を配慮し、シンガポール(2015年度)及び中国(2017年度・2018年度)を対象とした。

（専門家育成・認定実績）

2019年3月現在

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
O J T	国内	11名	7名	5名	1名	6名	
	海外	シンガポール	-	2名	-	-	-
		中国	-	-	-	3名	12名
認定 機 関	JSTRA	6名(12名)	5名(17名)	0名(17名)	5名(21名)	2名(24名)	
	NKCS	12名(12名)	0名(12名)	0名(12名)	0名(11名)	7名(18名)	
	DNV・GL			1名			
I	OJT船(図面)	9隻	10隻	3隻	13隻	32隻	
H	OJT船(実船)	10隻	7隻	7隻	3隻	27隻	
M	IHM作成(累計)	10隻(13隻)	7隻(20隻)	7隻(27隻)	3隻(30隻)	21隻 (51隻)	

*1 認定機関中 JSTRA は日本船舶技術研究協会（日本籍船）、NKCS は Class NK Consulting Service（NK 船級船）を示す。

*2 認定の人数は当該年度に新たに認定された専門家の数、()内は認定された専門家の総数を示す。

*3 OJTの実績について、図面調査は着手日、実船調査は訪船日とした。

（ガイドラインに規定する専門家）

シップ・リサイクル条約は 2009 年に採択された後、条約の施行に必要とされるガイドライン類の整備が行われ、2015 年には「2015 GUIDELINES FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS (ガイドライン)」が IMO で採択された。

条約附属書第 5 規則で定める上記ガイドライン第 4 章には、「IHM を作成するための要求事項」が規定され、4.1 には「新船」、4.2 には「現存船」の IHM を作成するための要件がそれぞれ以下のように規定されている。

ガイドライン		IHM を作成する時期	IHM を作成する者
4.1	新船	設計・建造段階	船舶の設計者又は建造者
4.2	現存船	就航後	船主（専門家の支援を受けることができる）

ガイドライン 4.2.3 には、船主による IHM の作成（準備）を支援する者として「専門家」が定義されるとともに、専門家は IHM を承認する者（主管庁又は主管庁から認定された者）とは異なる組織であることが規定されている。

さらに、ガイドライン附属書 4 「現存船の IHM を作成する手順の例」には、「現存船の IHM 作成するため」には、「個々の船舶の図面・書類」とともに「特別な知識と経験を有する人材（専門家）」が必要であると規定されている。

（専門家の認定と IHM 適合証書）

わが国では、「条約で定める経過措置期間までに、現存船の IHM の認証を円滑に進めるという政策目標」に基づき、条約の批准・国内法制化の前から、現存船について、日本籍船は国交省が、NK 船は NK が、それぞれ「専門家」の支援を受け船主が作成した IHM の基準適合性を確認してきた。また、日本籍船については JSTRA が、NK 船については NKCS がそれぞれ「専門家」を認定し、条約の趣旨に賛同し早期に IHM を作成する船主の支援を進めてきた。

船籍	船級	適合証書の発給	専門家の認定
日本籍船	NK 船以外	国交省	JSTRA
	NK 船	国交省又は Class NK	JSTRA 又は NKCS
外国籍船 (パナマ籍他)	NK 船	Class NK	NKCS
	NK 船以外	船籍国政府他	DNV・GL 他

当協会は、2013 年に 5 名の職員が JSTRA 専門家として認定された後、協会職員による OJT により、専門家の育成につとめ、2019 年 3 月時点で 23 名の職員が JSTRA から専門家として認定された。

なお、条約に基づく適合証書の発給は国内法に定められているが、船主を支援する「専門家」については、政令・省令でも明記されていない。但し、JSTRA 及び NKCS で認定された専門家が作成支援した IHM には、国の審査を簡略する等の効率化を図りたいとの説明があった。

(専門家の教育・訓練に係る QMS 文書)

2014 年 9 月 1 日付けで、協会 QMS 手順書「6.2 人的資源管理 (教育・訓練)」に「シップリサイクル条約インベントリ作成専門家認定」に係る手順を追加し、①専門家候補者の推薦、②力量評価記録、③研修報告等に係る手続きを定めるとともに、JSTRA 他から専門家として認定された職員は各事業所の「一般業務有資格者」に登録することとした。

(段階的 OJT の実施)

専門家の育成に当たっては、専門家候補者の選定後、ガイドラインで規定する「現存船の IHM を作成するための要求事項」に定められている各「STEP」に応じ、①座学 (基本的知識の修得)、②図面調査 OJT、③実船調査 OJT 及び④IHM 作成 OJT という OJT を実施した。また、海外法人職員に対しては、主たる業務が実船調査となることから、①及び③を実施した。

(基本的知識の修得)

IHM の作成支援という業務を遂行するための基本的知識として、対象とする船舶の VSCP、IHM 等の作成といった業務の背景を理解することを目的とし、国内の専門家候補者には別紙 1 を、海外の専門家候補者には別紙 2 を説明・解説した。別紙 1 及び別紙 2 については、2018 年 6 月 29 日、国土交通省海事局に、当協会が実施している専門家育成における「基本的知識を修得するための教材リスト」として紹介した。

なお、条約の国内法制化案が国会に提出される前の説明資料では、条約・附属書・附録及びガイドラインが中心となっていたが、法案提出後は、条約に加え、法案 (法律) も説明資料の中心として、専門家候補者への説明・解説に努めた。但し、海外法人職員に対しては、我が国の法律の説明・解説は省略した。

(図面調査 OJT)

図面調査 OJT は、①複数の専門家による個別指導により、②ガイドライン (又はマニュアル) に基づき、③Visual Sampling Check Plan (VSCP) を作成するというプロセスで実施

した。有害物質の含有状況をチェックする根拠となる図書・図面の量が膨大であり、管理を適確に行う必要があるため、2018年6月までは当協会尾道事務所が入居していたビルの一室を専用の作業室として借上げていた。2018年6月以降は当協会大阪事業所の一区画を「SRユニット」とし、専門家が常駐するとともに、専門家を効率的に育成する場として活用を図っている。

(実船調査 OJT)

実船調査 OJT は、①各船舶の入渠時に、②VSCP 作成時の担当に合わせて機関グループと船体グループとに分け、③それぞれのグループには専門家がグループリーダーとなり、効率的に調査を実施した。また、訪船前に「安全教育」を行い、訪船時の注意事項を確認した。なお、2015年11月には、国土交通省職員が実船調査に立会い、当協会の専門家育成状況を確認している。

(OJT 実施に当たっての留意事項)

協会が実施した専門家育成実証実験における留意事項を以下に列挙する。条約に基づく国内法の施行に向け、今後専門家の育成を試みる法人・機関の参考となれば、本事業の趣旨に添うものであると思料する。

- ・ 図面調査、実船調査等の実務に係る OJT を開始する前に「条約（及び法令）」に関する基本的事項を説明し、専門家候補者の本業務に対する理解向上につとめた
- ・ 図面調査に当たっては、当該船舶に搭載されている船用機器の名称・構造・機能について、専門家候補者が理解を深めるようつとめた
- ・ 実船調査に当たっては、安全に業務が遂行できるよう、専門家候補者の安全意識の向上につとめた
- ・ 海外法人職員向けの説明資料（及び解説・説明）は、条約附属書第 13 規則を参考とし、全て「英語」を基本とした。
- ・ 図面調査（VSCP の作成等）を経験せずに、直接実船調査に参加する海外法人職員に対しては、用語の理解を深めるため、座学に加え用語・略語の修得状況を確認するための簡単な「筆記試験」を実施した。

(今後の留意事項)

2019年4月から施行される「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 附則第5条に基づく「相当確認」制度を適確に実施するため、2019年3月、「国土交通省関係 船舶

の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（仮称）」及び関連通達が公布される。「相当確認」制度に基づく「相当証書」の交付を希望する船主の要望に適確に対応するためには、新たな行政手続きに習熟する必要がある。

（総括）

2014年度から開始された本事業は、5年間で協会職員30名、海外法人職員17名を対象とした専門家育成事業を実施し、国土交通省が2009年に策定したシップリサイクルビジョンで提示された「現存船インベントリを作成を支援する専門家について、早急な人員確保が必要である」という政策課題の解決に協力するとともに、協会経営会議が2013年に決議した「条約の発効までに協会内部の業務体制を整備する」という目標を達成することができた。また、「協会の自主事業として、国の政策課題の解決を支援する」という高い公益性を実現した。本事業により専門家として認定された協会職員（及び訓練中の海外法人職員）が、地球環境の保護、船舶再資源化解体事業に従事する者の労働安全の確保等、条約の趣旨に貢献する活動を展開することを期待する。

（謝辞）

この公益事業は、国の政策課題の解決に自主事業として取り組むとともに、条約の批准・国内法制化までに協会における船主支援体制を整備することを目的として開始された。専門家の育成・認定取得のためには、OJT 船の確保が不可欠であり、条約の早期発効に貢献するという協会事業の趣旨に賛同し、OJT 船を提供して頂いた船主の方々にこの場を借りてお礼を申し上げたい。

- 000 資料リスト.docx
- 001 法案・条約審議日程.xlsx
- 002 法案概要 (国交省) .pdf
- 003 国交省HPより(2018.3.9).docx
- 004 法律案要綱 (国交省) .docx
- 005 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案 (国交省) (マーカー) .docx
- 006 法律の構成.xlsx
- 007 IHM確認手続き (第3条関連) .docx
- 008 特別特定日本船舶とは (図) .docx
- 009 法手続き.pptx
- 011 条約概要 (外務省) .pdf
- 012 香港国際条約の説明書 (外務省) .docx
- 013 条約本文(和文) (外務省) .docx
- 014 条約 (附属書) 船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための規則 (外務省) .docx
- 015 条約 (付録 1 付録 2) (外務省) .docx
- 016 条約本文 (英文) (外務省) .docx
- 017 第13規則 証書に用いられる言語 (附属書) .docx
- 040 MEPC 68-21-Add.1 - Report Of The Marine Environment Protection Committee On Its Sixty-Eighth Session (Annex 17)
- 041 ANNEX 17 4.2(existing ship) Appendix List.docx
- 042 Preparation of VSCP (guideline Appendix 4)(アニメーション) .pptx
- 043 Onboard check (guideline Appendix 4)(アニメーション).pptx
- 044 guideline APPENDIX 5 (step1-5).docx
- 045 APPENDIX (ガイドライン) .docx
- 051 TEC-0978 (和文・解説) (NK).docx
- 052 EU規則 (英文) (NK).pdf
- 060 IHM Development Manual for Existing Ship Rev.4 2015.4.15 (English) .xdw
- 061 有害物質一覧表作成手続き(NKCS).docx
- 062 船主・船級協会・専門家の役割 (アニメーション) .pptx
- 100 修繕ブック.docx
- 200 確認と相当確認.xlsx
- 300 今後の手続き (政令・省令・告示) .pptx

	000 第4回OJTカリキュラム (配布用).docx
	010 What is the Ship Recycle Convention(稿).docx
	011 What is the Ship Recycle Convention (アニメーション).pptx
	020 Ship Recycling Convention.docx
	021 Development of IHM for Existing Ship(NKCS).pdf
	022 Flow Chart (NKCS).docx
	023 Flow Chart(アニメーション).pptx
	030 条約の構成アニメーション).pptx
	031 条約本文 (英-日)(マーカー).pdf
	032 条約 ANNEX 付属書 (英-日) (マーカー).pdf
	033 Regulation 5.docx
	034 Regulation 11.docx
	035 Regulation 13.docx
	036 new ship & reg. 5 (animation).pptx
	037 条約 APPENDIX 付録 (英-日) (マーカー).pdf
	040 MEPC 68-21-Add.1 - Report Of The Marine Environment Protection Committee On Its Sixty-Eighth Session (Annex 17) (...)
	041 guideline 4.2 .docx
	042 guideline 4.2.8.docx
	043 STEP 4 (from guideline Appendix 4)(アニメーション).pptx
	044 guideline APPENDIX 5.docx
	050 EU域内法 (テクニカル・インフォメーション) (英文) (マーカー).pdf
	051 EU域内法(summary by Class NK).docx
	052 EU域内法(Application and SOC by Class NK).docx
	053 EU域内法.pptx
	060 Attention regarding Sampling.docx
	070 Laboratory (NKCS Manual 3).docx
	080 船主・船級協会・専門家の役割 (アニメーション).pptx
	100 background information.pptx
	201 QUESTIONS-1.docx
	202 QUESTIONS-2.docx
	203 QUESTIONS-3.docx
	301 QUESTIONS-1(example answer).docx
	302 QUESTIONS-2(example answer).docx
	303 QUESTIONS-3(example answer).docx
	資料一覧.docx

調査研究 (2014 年度・2018 年度)

(概要)

本事業は、国土交通省が 2009 年 3 月 25 日に策定した「シップリサイクルシステム構築に向けたビジョン (シップリサイクルビジョン)」で提示されている「シップ・リサイクル条約の早期批准・発効」のためには、「船舶の所有・管理・運航がグローバルに渡る業界構造に対応することが必要であることから、国際的な連携体制の整備が必要となっている」という課題に対し、協会が自主的に政策課題の解決を支援することを目的とし、協会の公益事業として 2014 年度から開始した事業である。本事業では、2014 年度から 2017 年度までの 4 年間に「シップ・リサイクル条約を巡る国際的動向」について調査研究を実施し、結果を協会 HP で公表した。2018 年度は、本事業の遂行により蓄積された知見に基づき、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令案及び法律施行規則案に対するパブリックコメントに対するコメントを提出し、法律の円滑な施行に貢献した。

(調査研究結果)

各年度における調査研究結果を以下に示す。

年度	主な調査研究結果
2014	“Ship Recycling Summit” (2014 年 11 月 5 日～6 日、シンガポール)、“シップ・リサイクル・セミナー” (2014 年 12 月 10 日、東京)及び“Ship Recycling Forum” (2015 年 3 月 10 日～11 日、シンガポール)に参加し、入手した情報を協会 HP で紹介
2015	”International Seminar Towards sustainable ship recycling” (2016 年 2 月 3 日、英国ロンドン)に参加し、入手した情報を協会 HP で紹介
2016	Break Bulk(2017 年 3 月、中国上海)に出展・参加し、入手した情報を協会 HP で紹介
2017	第 5 回シップ・リサイクル会議 (2017 年 7 月 26 日・27 日、シンガポール)に参加し、入手した情報を協会 HP で紹介
2018	2018 年 11 月、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令案及び法律施行規則案に対するパブリックコメントが国土交通省により実施され、当協会では、法律の円滑な施行のため、本事業の実施により得られた知見に基づき、コメントを提出した。 2019 年 3 月、船技協が主催し、国土交通省海事局が講師として「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」について紹介する会合に、当協会からも専門家を中心として参加し、必要な情報収集を行った。

船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)

背景

- 船舶の解体の多くは途上国で行われ、環境汚染や労働者の事故・疾病等が発生。
- 船舶の性質(「廃棄物」となる時点が不明確、「輸出国」=「旗国」ではない等)上、有害廃棄物の規制に係る既存の法的枠組みの適用が困難。
- 2009年5月、国際海事機関(IMO)の下で本条約(条約本文、附属書及び付録から成る)採択、我が国は条約作成を主導。2018年3月1日現在の締約国は6か国(仏、ノルウェー等)、未発効。

主な内容

各締約国に対し、次の方法により船舶の安全かつ環境上適正な再資源化を確保することを義務付ける。(条約第4条及び附属書の関連規則)

- ◆ 船舶における有害物質を含む装置等の設置・使用を禁止／制限する。(附属書第4規則)
- ◆ 船舶の旗国は、船舶の検査を通じて船舶所有者が作成する有害物質の目録を確認し、**国際証書を発給**する。寄港国は、船舶の監督を行い、違反が発見された場合には船舶の抑留等の措置をとる。(条約第5条、第8条、第9条及び第10条並びに附属書の関連規則)
- ◆ 本条約の要件に適合した船舶の再資源化施設に許可を与え、当該施設が船舶ごとに作成する再資源化計画を承認する。(条約第6条及び附属書の関連規則)
- ◆ 締約国が許可を与えた施設以外での船舶の再資源化を禁止する。(附属書第8規則)

早期締結の必要性

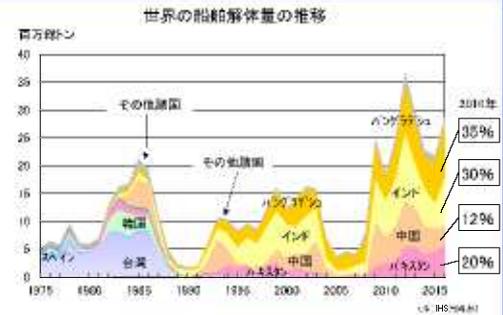
- 安全かつ環境上適正な船舶の再資源化を確保することは、環境の保護及び労働者の安全確保の観点から極めて重要。海事業の持続可能な発展にも貢献。
- 世界有数の海運・造船国として、我が国が海事分野の国際ルール作りを引き続き積極的に取り組む姿勢を内外に示すためにも、早期締結が必要。



●船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案

背景・必要性

- 船舶は、9割以上が再資源化可能な材質で建造されており、運航後はリサイクルのために売船されることが一般的
- 船舶の解体は、労働コスト・リサイクル材料ニーズの観点から、主にインド・バングラデシュ等の開発途上国で実施されているが、これらの国での労働災害や環境汚染が国際問題化
- 日本は船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)の作成・採択(2009年)を主導。適正かつ統一的なルールの下で、安全・環境に配慮した船舶の解体を確保することが必要



労働安全・環境対策がされていない途上国の解体施設

シップ・リサイクル条約を早期に締結し、安全・環境に配慮した国際的な船舶リサイクル制度を構築することにより、適正な船舶リサイクルを実施している日本の海運事業者が適正に評価され、国際競争力を確保することが必要

法案の概要

(1)有害物質一覧表の作成

- 特定船舶(※)でEEZ外を航行する船舶の所有者に対し、当該船舶に含まれる有害物質の使用場所、使用量等を記した有害物質一覧表の作成及び国土交通大臣の確認を受けることを義務付け

(※)特定船舶:総トン数500トン(長さ約40m)以上の船舶

(2)再資源化解体の許可

- 特定船舶の再資源化解体(以下「リサイクル」という。)を行おうとする者に対し、施設ごとに、主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣)の許可(5年ごとの更新制)取得を義務付け

(3)特定船舶の再資源化解体の目的での譲渡等・譲受等の手続き

- 再資源化解体業者がリサイクルの目的で特定船舶の譲受等を行おうとするときは、再資源化解体業者に対し、再資源化解体計画の作成及び主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣)の承認を受けることを義務付け
- 船舶所有者がリサイクルの目的で特定船舶の譲渡等を行おうとするときは、当該船舶所有者に対し、当該譲渡等について国土交通大臣の承認を受けることを義務付け

船舶所有者、再資源化解体業者の双方による、解体時の労働災害・環境汚染の防止制度の構築



船舶所有者、再資源化解体業者の双方による労働災害・環境汚染防止制度



適正に管理された解体施設

【目標・効果】

- シップ・リサイクル条約に基づく国際的な船舶リサイクル制度を導入することにより、日本の船舶所有者の国際競争条件を整備するとともに、世界における船舶のリサイクルの際の労働災害及び環境汚染の防止に貢献する。

(KPI)有害物質一覧表を作成している日本船舶数:100【隻】(2017年)→800【隻】(2025年)

平成 31 年 1 月 18 日
海事局 船舶産業課

「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令」、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令」及び「領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

昨年 6 月 20 日に公布された「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」の一部の施行期日を定める政令等が、本日閣議決定されました。

I. 背景

船舶の解体について、安全・環境に配慮した船舶の再資源化のための国際ルールを定める「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港条約（シップ・リサイクル条約）」に基づく国際的な船舶リサイクル制度を国内で具現化する「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成 30 年法律第 61 号）」が、昨年 6 月 20 日に公布されました。

今般、当該法律の一部の施行期日を定めるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可に係る申請者の使用人の範囲等を定めます。

II. 概要

- (1) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令
有害物質一覧表の相当確認に係る施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とします。
- (2) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令
 - 特定船舶の再資源化解体の許可について、生活環境の保全の確保等を目的とした法令に違反したことで、欠格事由に該当するものとして当該許可の対象から排除する規定の適用を受ける申請者の使用人は、本店や支店等の代表者とします。
 - 上記規定における生活環境の保全の確保等を目的とした法令について、法に規定のあるものの他に対象となる具体的な法律名を定めます。
 - このほか、所要の措置を講じます。
- (3) 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令
法律の施行に伴い、領事官の行う同法に規定する有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長する事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対して行うものとします。

III. スケジュール

公 布：平成 31 年 1 月 23 日（水）

施 行：平成 31 年 4 月 1 日（月）

【問い合わせ先】

海事局船舶産業課

谷口、宇貞

TEL 03-5253-8111（内線 43-623,43-656）

直通 03-5253-8634

FAX 03-5253-1644



○国土交通省令第十二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日 国土交通大臣 石井 啓一
国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 有害物質一覧表の確認
 - 第一節 通則（第五条・第六条）
 - 第二節 有害物質一覧表の確認の申請手続（第七条・第八条）
 - 第三節 有害物質一覧表の確認の執行（第九条・第十条）
- 第三章 有害物質一覧表確認証書（第十一条―第二十一条）
- 第四章 特定船舶の再資源化解体の実施
 - 第一節 通則（第二十二条・第二十三条）
 - 第二節 特定日本船舶の譲渡し等の承認（第二十四条・第二十五条）
 - 第三節 譲渡し等をしていないで国内において再資源化解体を行う場合における有害物質等情報に係る確認（第二十六条・第二十七条）
- 第五章 再資源化解体準備証書（第三十条―第三十八条）
- 第六章 船級協会等
 - 第一節 船級協会（第三十九条―第四十三条）
 - 第二節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第四十八条）
- 附則

第一章 総則

（用語）

- 第一条 この省令において「地方運輸局長等」とは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む、以下同じ）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。
 - 2 この省令において「船舶所在地官庁」とは、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）をいう。
 - 3 この省令において「所有者所在地官庁」とは、船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶の所有者が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）をいう。
 - 4 前各項に規定するものは、この省令において使用する用語は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
- （法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）
- 第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

（外国船舶の総トン数）

第三条 法第二条第四号の国土交通省令で定める総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

- 一 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測定に関する証書に記載されたトン数が船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下この条において「トン数法」という。）第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書面その他国際総トン数を記載した書面を受有する船舶を除く。）
 - 二 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第四条第一項の国際総トン数（航海の態様が特殊な船舶）
- 第四条 法第二条第四項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。
- 一 海上保安庁の使用する船舶
 - 二 漁業の取締りにのみ従事する船舶

第二章 有害物質一覧表の確認

第一節 通則

（有害物質一覧表）

第五条 法第二条第六項に規定する国土交通省令で定めるところにより記載された図書は、第一号様式によるものとする。

（確認の引継ぎ）

第六条 法第三条第一項の確認を申請した者は、当該申請に係る船舶が船舶所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした船舶所在地官庁に有害物質一覧表確認引継申請書（第二号様式）を提出して、新たな船舶所在地官庁への確認の引継ぎを受けることができる。

第二節 有害物質一覧表の確認の申請手続

（有害物質一覧表の確認の申請）

第七条 法第三条第一項の確認を受けようとする者は、有害物質一覧表確認申請書（第三号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

（添付書類）

第八条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第三条第一項の確認（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。以下「初回確認」という。）を受けるときは、次の書類
 - イ 有害物質一覧表
 - ロ 材料宣言書（第四号様式）
 - ハ 供給者適合宣言書（第五号様式）
 - 二 一般配置図
 - ホ 機関室配置図
- 二 法第三条第一項の確認（同項第二号に掲げる場合に係るものに限る。以下「臨時確認」という。）又は更新確認を受ける場合は、次の書類
- イ 有害物質一覧表確認証書
 - ロ 有害物質一覧表
- ハ 有害物質の種類又は量を変更した場合にあつては、前号ロからホまでに掲げる書類のうち当該変更に係るもの